

## 豊岡市環境経済事業認定のための暴力団等排除手続事務に関する要綱

平成28年7月26日豊岡市告示第252号

改正 令和3年3月26日豊岡市告示第93号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が豊岡市環境経済事業認定要綱（平成24年豊岡市告示第265号の2。以下「認定要綱」という。）に基づき行う環境経済事業認定から暴力団等を排除し、豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第7条の規定による措置として、適正な事務の執行を確保するための基本的な方策その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定 認定要綱第4条に基づく認定をいう。
- (2) 認定申請者 認定を受けようとする者をいう。
- (3) 認定事業者 認定を受けた者をいう。
- (4) 役員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第9条第21号ロに規定する役員をいう。
- (5) 暴力団 暴対法第2条第2号に規定する団体をいう。
- (6) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (7) 暴力団員等 次に掲げる者をいう。

ア 暴力団員

イ 暴力団員が役員として、又は実質的に経営に関与している事業者

ウ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

エ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

(ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

(イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

オ 兵庫県が暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第33条に基づき氏名その他を公表した者

- (8) 暴力団等 暴力団又は暴力団員等をいう。

(誓約書の徴取)

第3条 市は、認定事業者の認定における暴力団等の排除の取組みを実効あるものとするため、認定申請者から、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書(別記様式)を徴取するものとする。

(意見照会及び通報等)

第4条 市は、認定を決定する場合において、認定申請者又はその役員が暴力団等である疑いがあるときその他必要があると認めるときは、これらの者が暴力団等であるかどうかについて、豊岡市暴力団排除に関する合意書(令和3年3月22日合意。以下「合意書」という。)第2条第1項により豊岡警察署長(以下「警察署長」という。)に対して意見照会をするものとする。

2 市は、前項の照会の結果及び警察署長から合意書第2条第3項に基づく通報により、当該認定申請者又はその役員が暴力団等に該当する者と確認されたときは、認定要綱第3条により認定を行わず、又は、認定要綱第5条により認定を取り消すものとする。

(警察署長への情報提供)

第5条 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察署長に対し、当該情報を提供するものとする。

(情報管理)

第6条 市は、この要綱による事務に関し知り得た情報については、豊岡市の行う他の業務において暴力団を排除するためにのみ利用し、情報の漏洩防止に努めるとともに、適正に管理しなければならない。

(警察署長との連携)

第7条 この要綱により必要な措置を講ずるに当たっては、警察署長と連携を図りながら行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。